

日本美術院彫刻等修理記録の刊行

美術工芸研究室

明治30年「古社寺保存法」が制定され、近代国家としてのわが国にはじめで文化財保護の対策が講じられた。翌31年岡倉覚三（天心）によって日本美術院が設立され、同法にもとづく保存修理事業を担当するため修理研究部門として第二部（第一部は美術工芸の制作部門）が設置された。この第二部は高村光雲を顧問に迎え、監督に新納忠之介、工事主任に菅原大三郎が当たり、東大寺勸学院に居をかまえ古社寺保存法による修理事業として高野山の彫刻を第一号に着手した。大正2年日本美術院は第一部・第二部がそれぞれ独立し、第二部は美術院と改名、以後、国宝保存法、文化財保護法による文化財の修理、主に彫刻・工芸品の修理の大半を担当し現在に至っている。なお、昭和21年には拠点を京都妙法院に移し、同37年には現在の京都国立博物館の構内に移転、さらに同43年には文化庁所管の財團法人となった。明治31年設立以来70余年の間、関東大震災で破損した鎌倉地方の文化財、昭和12年から20年間の年月をかけた妙法院三十三間堂の1001軀の千手観音像などの大修理事業を含め四千数百件の文化財の修理を施工、近代わが国の文化財修理を語る上で欠くことのできない存在である。

これら文化財の修理は明治31年着手当時から詳細な記録が修理技術者らの手によってとられている。もちろん、着手当時はすべてがはじめての経験であり、記録も必ずしも十分なものとはいえないが、それでも修理時でなければ知ることのできない構造や技法が記録されていて彫刻史や工芸史上欠くことのできない貴重な資料が多く含まれている。記録の内容は、文化財の構造、修理箇所を図で示した「図解」、材質・形状・構造・修理方法等を記述する「解説」を中心で、修理中に発見された「銘記」・「納入品」などについても詳細に記述されている。なお記載の方法は文部省、文化財保護委員会の調査官の指導もあり、年を追うごとに改善され、また記載形式にも一定の法則ができ、現在では『指定文化財修理報告書』（文化庁刊）に記載されているような詳細なものになっている。

上記の記録のうち、明治33年から昭和19年に及ぶ美術院の控を、昭和29年に奈良国立文化財研究所が引継ぎ、その後当研究所において、長年これらの資料を整理分類に当たってきたが斯界の要望に答え、このたびこれらを編集し公刊の運びとなったもので、文化財保護行政上はもとより、学術上の価値は極めて高いものといえよう。当研究所保管のこれら記録類は351冊にも上る膨大なもので、49年度に第1巻を、その後、毎年1巻ずつ計10巻余の刊行を予定している。なお、第1巻は記録類の全貌を示すため、前記図解・解説に加え、会計書類、書簡等も含め編纂したが、第2巻以降は文化財保護行政、ならびに学術上不可欠な図解・解説を中心に編纂し大方の利用に供しようとするものである。

（田中義恭）